

平成29年度 第3回

帯広市廃棄物減量等推進審議会 議事録 (概要)

日時 平成30年2月20日(火)
午後4時～

会場 帯広市役所10階 第3会議室

出席委員(14名)

青田 委員
岡田 委員
兼子 委員
上谷 委員
木川 委員
齊藤 委員
高田 委員
中川 委員
沼尾 委員
栢川 委員
前川 委員
水上 委員
柚原 委員
渡邊 委員

(18名中14名出席)

帯広市(8名)

川端 市民環境部長
梅村 清掃担当調整監
一森 指導担当課長
岸浪 課長補佐
櫻田 課長補佐
西本 ごみ減量係主査
生駒 ごみ減量係主任
中村 ごみ減量係主任補

- ・川端市民環境部長挨拶
 - ・渡邊会長挨拶
- その後議事に入る

議事（渡邊会長により進行）

1. 平成30年度一般廃棄物処理実施計画（案）について
事務局（櫻田課長補佐）説明

会 長） はい。ありがとうございました。ただ今事務局の方から、平成30年度一般廃棄物処理実施計画（案）について説明をいただきましたけれども、今説明いただいた内容について何かご質問ですとか、あるいはご意見ありましたら発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。はい。どうぞ。

委 員） 4ページの適正排出の啓発・指導で、不法投棄対策のところ、発見された廃棄物については関連機関と協力し適切な措置を講じるとあるんですけど、実際に今までも不法投棄というのは多分起きていると思うんですけど、その時にどういった対策、措置をとったのかというのを聞いてみたいんですけど。どういったことをしたんですかね。

事務局） 不法投棄に関しましては、早期発見して早期対応ということで、投げられている場所にまた新たに投げられるというケースがやはり多いので、早めに対応するということになるんですけども、まずは私どもで通報を受けたり、またパトロールで見かけたりということで、現場に行って、その時に投げた物から名前が出てくるケースですとか、いろんなケースがあるんですけども、名前が出てくればその人に不法投棄はしては駄目ですよと注意しながら対応していくわけですけども、場合によっては量が多いですとか、いろんなケースがあるんですけども、そういった場合には警察との協力を得ないと解決していかないというケースもありますので、ケースによっては警察にも協力をお願いして対応を願うというような状況もあります。

あとどうしても、不法投棄といいますか、廃棄物処理法の法律上のくくりというかつくりになるんですけど、それぞれ土地の管理者がきちっと自分の土地を管理しなければならないという部分があるものですから、そういう意味では頻繁に起こる場所の土地管理者

ですとか、私用地もありますし公共用地もありますし、そういった部分の持ち主の方に不法投棄されないような対策といいますか、看板を立てるとか、そのままほったらかしにしないで片付けるだとか、そういった自己防衛についてもやっていただきたいというお話をしながらやっているというのが現状です。

会 長) 私もちよっと乗っかって聞いちゃっていいですか。不法投棄という一般的なイメージでは産業廃棄物みたいなイメージが多いと思うんですけど、いわゆる家庭ごみの不法投棄も結構あるもんなんですか。

事 務 局) どちらかというところと新聞等に載っているものは結構、産業廃棄物の大量投棄というものが多いんですけど、帯広市内の中ではそういった不法投棄は実は少ないんですよ。どちらかというところとポイ捨てが一番多いんですけど、ポイ捨てについてはどうしても名前が出るケースは少ないものですから、なかなか見つけられないというところもあるんですけども、帯広の森だとか人気の無いところに家庭ごみを、例えば大型ごみであったりテレビであったりを投げていくというのが一番多いケースですね。

会 長) 出てるごみ自体は、それで発見した場合、市の方で回収しているんですか。現実というか実態としては。

事 務 局) 実態としては、市で回収する部分が多いんですけども、土地管理者の責任でやらなきゃならないというルールで、道路とか公園が実は多いものですから、そういう意味では都市建設部ですと帯広市役所のそういったところの担当になるんですけども、そちらの方でやっていただくということで。最終的にはうちの方に流れてくるという結果になるんですけども。

会 長) わかりました。いいですか。この機会に聞きたいことがあったら聞いておいた方がいいと思いますよ。

委 員) ごみの処理の方法、スプレー缶とかって前まで穴を開けて出す感じだったと思うんですけど、今は開けないで中身を使い切ってしまう方法なんですけれども。回収する際とか、した後に中身がまだ残っていて爆発する、そういった可能性が残されているじゃないですか。そういったものについての対策とかってどういったものを考え

ているんですか。

事務局) スプレー缶というのはいわゆる家庭で鍋やる時に使うカセットボンベをイメージしていただければと思うんですけど、主にそれが多いいんですけど、結果、中にガスが残っていてごみ回収車で回収する時にガスが残っていると爆発します。火が出ます。ごみの回収車が全部燃えちゃったということは無いんですけども、煙が出てくると。中でくすぶっている状態で。いわゆるかちかち山状態みたくなって非常に危険と。周りの市民の方も危険だし、作業している人も危険だしということで。本当は穴が開いている方がいいんですけども、穴開けする作業の中で、帯広ではないですけども札幌や全国的にも穴開けすることによる事故が発生したということで、いわゆる国、環境省というんですけど、その環境省の方から穴開けしないで回収しなさいという指導もあったことでそういう形なんです。ただ、基本はやっぱり使い切ってもらうこと。どっちにしても使い切りというのが一番大事で。使い切ってからカセットボンベとわかるように出していただければこちらでも回収する方も安全に回収できるし、穴開けの工程、この間、リサイクルプラザを見ていただいた時に、専用の穴開け機も導入して安全に処理するように今やっています。はい。

会長) はい。ありがとうございます。回収する側としては穴開けて抜いてくれた方が安全なんだけど、市民の安全を優先したということなんですね。我々もできるだけ全部使い切って危険のないように捨てるように注意したいですね。いいですか。

委員) はい。

会長) では、その他何か質問ですとか。はい、どうぞ。

委員) 資源ごみのことなんですけど、資源ごみの日に車で来て持って行く人がいるんですよ。新聞とかダンボールとか。ああいうのはちよっと言えるのでしょうか。法律的には差し支えはないのでしょうか。持って行くことは。

会長) これは前も問題になりましたね。

事務局) 俗に言う持ち去りの。清掃事業課にもたまにお電話があつて困っ

ているというお話もございます。他の都市では条例を作って規制をしているところもございます。条例については全国的に見ると30%以下となっていて、北海道では少し前の調査によると、4つの市町村しか条例化していないということもございます。自分たちが出したごみを勝手に触られるですとか、登校時間に車がウロウロするとかそういうこともありますので、今、いろんな状況を見定めながら、他都市の状況を見ながら対応しているところなんですけど、とりあえずはきた苦情についてはパトロールをして市の方で対応してございます。というのは、市の方も市民と約束をして出している、やっているものですから、帯広市としては好ましくないということで注意をさせていただいて今のところ対応させていただいている状況でございます。

会 長) よろしいですか。

委 員) はい。

会 長) 今後、そういったことで気になったら清掃事業課に相談していいんですかね。

事 務 局) はい。お問い合わせいただいで状況等確認させていただいて対応させていただきたいと思います。

会 長) 町内会の集団回収でも倉庫があるところはいいですけど、裸で出しているところは持って行かれちゃったりしてるんですよ。ごみを出している我々が業者に持って行かないでということは言えるんですかね。

事 務 局) 注意しても構わないと思うんですが、トラブル等がありますのでまずは清掃事業課までご相談いただければと思います。

副 会 長) 一番大変なのはね、一週間に一回のSの日というのがある。あの時に出されるのが、道路に出されるのが困るんです。あれは持って行くなというのは言えない。集団でやって町内で固めたものを持って行ったらそれは言える。ですがSの日、道路に出された場合は言えない。僕らもこれは条例を作って罰して欲しい。これは帯広だけではなく、札幌なんかでも大騒ぎしてね。非常に難しい問題なんですよ。出す人はいないから出した。でも、資源回収をやっている

団体の方からは貴重な財産だと。これが悩みなんですよね。僕らの町内の中ではSの日に出さないでくださいというチラシを入れて協力するしかないんです。子供会に出してとか。Sの日に出さないでと。

委員) 子供会にも出しているんですけど、やっぱり資源ごみの日にも結構出てくるんですよ。

副会長) Sの日はたくさんいます。

会長) ごみを家に貯めておくのも大変ですからね。資源といっても早く出したいでしょうからね。

副会長) あるうちの敷地内に入ったものであればこれは訴えることができるわけですがね。だから私の家の中には倉庫とかそういったところにね置くところを作って。そっから持って行ったらこれは盗難。それ以外の道路上では言えないのが現状です。

会長) はい。どうぞ。

委員) 持ち去ったものというのは現金化されるんでしょうか。その後っていうのはわかっていらっしゃるんでしょうか。

事務局) 一般的なお話で言うと資源物としてお金に交換しているというようには思っています。

会長) おそらく持って行っている人は素人さんではないんですよ。清掃事業課も言い難いので、何となく誰がやっているのは何となくはわかるんだろうけど。現行犯でも何でもないので難しいところもあるんでしょうね。はい。どうぞ。

委員) ちょっとごみのこととはかけ離れるかもしれないんですけど、私の知り合いが、隣に農家を辞めて引っ越してきたおばあちゃんがお家を建てて、ごみを平気で沢山燃やすらしいんですよ。自宅の前でね。農家でずっとごみを焼いた習慣があつて。洗濯物を干そうとすると「奥さんこれからごみを燃やすから洗濯物を干さないように」と言われるらしいんです。結構有害な煙も出るみたいなんです。そういう時どこかに相談したら。直接言うことはなかなかできないので。どこか相談して注意をしてくれるところがあるんでしょうかと

いう相談を受けたんです。ごみを何でも燃やしちゃうんです。プラスチックも全部。

会 長) 広い意味でごみの問題ですけれどもどうですかね、これ。

事務局) 廃掃法では野焼きは禁止されていて、野焼きはしてはならないということになっているんです。

委 員) 煙の出ている時に、お電話したら注意とかパトロールとかやってもらえるのでしょうか。

事務局) 清掃事業課あるいは環境都市推進課の方にご連絡いただければ時を見て対応させていただきます。どこまでできるかということはありませんけれども。

委 員) はい。わかりました。ちょっと相談を受けたものですから。

事務局) お芋焼いたりですとかは一般常識としてそこまでは注意できないですけれども。

会 長) 程度の問題の難しいところですよ。解決できるかどうかはともかく、相談はしてもいいということですね。清掃事業課にね。

事務局) そうですね。

会 長) 清掃事業課に相談ということですね。その他いかがでしょうか。関係することであればなんでも結構ですけども。では、これ以上なければ続けて、次の議題の2、一般廃棄物処理基本計画の実施状況と今後の取組み、これについての説明をいただいた上で、また質疑応答の時間をとりたいと思いますので。そうしましたら事務局の方から実施状況と今後の取組みの方の説明をお願いいたします。

2. 一般廃棄物処理基本計画の実施状況と今後の取組みについて

事務局（岸浪課長補佐）説明

会 長) はい。ありがとうございました。今、一般廃棄物処理基本計画の実施状況と今後の取組みについて、9つの重点施策に沿って説明をいただきましたけれども、この説明の内容について何かご質問、ご意見、関係すること等何かありましたら自由に発言いただきたいと思います。

思います。いかがですか。どうぞ。

委員) 重点施策の2のところなんですけど、環境学習会の実施のところに回収されたペットボトルの30%が汚れていたりしてリサイクルできていないというふうに言っていたんですけど、それって環境見学会とか以外にもっと市民に広く知ってもらうこととして何か取組みとかあってあったりするんですか。

会長) どうですか。

事務局) 去年調査させていただきまして大体この程度だということで数字を掴んだわけでございます。それで今回、ゴミユニティメール、3月に全戸配布させていただくのですが、そこでこの部分をもう一度改めて市民の皆様にご協力をいただいで分別していただいでいますが、再度改めて適正排出をお願いするということになってございます。

委員) ありがとうございます。

会長) はい。どうぞ。

委員) 周知、徹底等に関してなんですけど、様々な場所でそういう減量等について話していることはあると思うんですけど、その際に実際的な数値って。資料1でいうと、28年度の一人当たり923gですねというようなことは結構おさえられているんですか。

事務局) 計画の達成状況ですね。この部分は正直、今年はどうなって帯広市にはあとどの位減らすというような周知というのは今現在行っていないところなんですけれども。といいますのは、今、市民にご協力をいただきながら昨年度来少しづつごみが削減されてきたところで、あまりにも乖離しているものですから、市民の方たちのやる気が出ない可能性もございますので、その他のデータ、例えば先ほど櫻田補佐からありましたが、主要10市と比べてどうなのかとか、全国の自治体と比べてどうなのか、北海道の全部の自治体と比べるとどうなのかというような表現の仕方で市民にお伝えをして、もう少し頑張っていただいで目標値に近づきたいなと考えておりまして、今度の計画を変えていく話の中では当然審議委員の方には、今どんな数値になって、どの位離れているというお話しはし

ていかなければならないとは考えてございます。

今、お二方からご意見、ご質問があったんですけど、例えば先程のプラスチックの30%がごみになっちゃうとか。今言ってもらったように一人当たりのごみの量がこれ位だとか。こういうことというのはプラスチックが何でごみになるのかというのはそのまま出しちゃうから、汚れているからごみになる。例えばペットボトルのジュースが残っていたり、中にごみが詰められたりしちゃうからごみになっちゃうんだよと。あと、一人当たりが何gですと言ってもわからないですよ。数字で言ったって。だからそういう意味でご意見あったようにこっちの伝えたいことの見せ方というのもいろいろ工夫が必要だなと今感じたところです。これからそういうことを発信していく意味では今いただいたご意見も参考にさせていただきます。ありがとうございます。

会長) はい。ありがとうございます。プラスチック容器は難しいですよ。丸ごと入っていたら駄目なのは誰でもわかりますけど、じゃあ綺麗に洗わなきゃいけないとかってどれ位洗えばいいのかとかです。割とそれぞれだとあんまりわからないんじゃないかなと。うちは凄く綺麗に洗って出しているんですけど。全員がそこまでやらずにちゃいけないというのは大変ですものね。中身が全部出ているのは当然として、洗ってあった方がいいのかというのも機会を見て、また周知できるといいと思います。特に若い人はわかりにくいですよ。飲んで全部飲みきればいいのかとか。飲みきってれば大体何とかなるものですか。やはりゆすいだ方が。

事務局) 中に糖分が残っていますので、ゆすいでいただいた方が。

委員) 家庭ごみなんかは結構ゆすいで出す方も多いと思うんですけど、ボックスの所に置いてあるのは洗わないですよ。ああいうのはどうなるのでしょうか。自動販売機の横に置いてある。

事務局) 自動販売機やコンビニエンスストアとか。それはそのままごみになるか別のリサイクルルートというのがある場合もありますし。それは我々が処分する部分と別なルートになるんですよ。我々は家庭系ごみということになりますので。

委員) 重点施策の8番なんですけど、剪定の枝の7月と11月の無料回収があるのを初めてここでわかったんですけども、これはゴミュ

ニティメールとかにも載っているんですか。

事務局) この部分についてはまだゴミニティメールにはご紹介しておりません。実施するところがみどりの課というところになっておりまして、そちらのホームページと広報おびひろに掲載しております。

委員) 7月なら1ヶ月とか11月の1ヶ月とか、何日とかですか。

事務局) 土曜日。1日限りですね。

会長) いつあるかわかってから切らないとね。

副会長) これは持って行かなきゃ駄目なんです。僕は運動としては町内を回って欲しいというのがね。

会長) それも周知に努めていただきたいと思います。

副会長) これはチップにしますんでね。公園の木は市でやる場合、全部チップにして持って行くんですよ。ところが一般の住宅はここまで持って行かないと駄目なんです。それでも大分進歩なんですよね。

会長) これは去年2回やりましたけれども、今年も2回できそうな感じなんですか、それとも今年は1回位ですか。

事務局) 今のところ前年度と同様にと考えております。

会長) 2回を目指しているということですね。はい。ありがとうございます。集めてくれるだけでもありがたいですけどね。費用もかかっていますしね。その他いかがですか。一般廃棄物処理基本計画の実施状況と今後の取組みについて。はい、どうぞ。

委員) 重点施策の7番の、最後におっしゃっていたディスプレイの件なんですけど、認可待ちということだったんですけど、例えばここにある生ごみ堆肥の容器とか電動生ごみ処理機の購入の助成みたいなのはディスプレイがもし認可になったら補助とか出るようになるんでしょうか。

会長) どうですかね。これ。

事務局) 清掃事業課はですね、ご説明したように減量化・資源化の促進につながるということでディスプレイがどうかということで検討していたんですが、今の他都市の状況などから見ますと普及率もそんなに上がっていない。それから効果については40%程の普及率がないと効果が出ないという話になっていまして、まずは許可をしてですね帯広市民の方がどれだけ使うかという状況を見ながら購入助成の方も考えていきたいというか、検討まではいかないのですが、調査を続けていきたいなというふうに考えてございます。

付けられる特徴といいますか、結構高価なもので付けるとなると10万円以上かかると言われています。あと、付けられるところも帯広どこでも付けられるものでもないんですよね。地域が限定される予定なんです。それと持ち家・借家の問題、持ち家の人は付けられるけれどアパートの人は付けられない場合もあるですとか、公平感というのも助成する際には考えなくてはいけないなど。農家の家にも付けられる場合と付けられない場合とがあるだろうと。そういった公平性もやはり助成するとなると考えなくてはいけないということもあって今の時点では助成は考えていないと。

委員) 例えば認可が下りたとしても申請して行って、例えばうちで付けたいんですと言ってお宅の家は付けられますよ、付けられませんよというのがあるということですか。

事務局) まず手続き的には水道施設なので水道課の方に申請をしてもらうと、ここは対象の地域なので付けられますよ、地域ではないので付けられませんよという回答があって、専門の業者さんがいますので、そういった方を通しての手続きになろうかと思えます。

会長) はい、ありがとうございます。使う人にとっては便利なものですからね。ですから、使えないよりは使えた方がいいでしょうけど、まだ補助して本格的に推進するということにはもう一歩先というような感じなんでしょうね。

事務局) 先ほどご説明したように承認待ちでございますから、あくまでも予定の状態でありますので、はっきり決まった段階で改めてご説明させていただきます。

会長) またこの場で説明があるかと思えます。年度が明けてからですね。その他ございますか。はい、どうぞ。

委員) 重点施策の4のゴミコミュニティメール第35号で3キリ運動の啓発と書いてあるんですけど、3キリ運動をあまりよくわかっていないので、少し説明いただけるとありがたいのですが。

事務局) 食べキリ、使いキリ、水キリをいまして。食品ですね、必要以上を買わない、買ったものは全部食べきるですとか、あと最後にごみに出す時は水を切って出してくださいという運動です。

委員) はい。わかりました。

会長) はい。どうぞ。

委員) ディスポーザの話もようやく認可のところまできたのかなと思って、感慨深いのですけれども、高齢化進んでますので、高齢者の方には生ごみは重たいごみになりますので、こういうものが使えるというのは非常に良いことだと思ってますので、是非助成の方もゆくゆくは考えていただければなというふうに思います。一方、生ごみのことでお話がありましたけれども、食品ロスの関係で宴会五箇条ですか、とても良い取り組みだったと思います。私も見させていただいて宴会の時にチラシを配ったりしましたけれども、宴会だけじゃなくて家庭で出来ることもやはり今の3キリ運動もそうですけれども、もっとPRしていく必要があるのかなと思っています。生ごみが燃やせるごみの中で一番重たいごみですので、それを少しでも減らすことが大事だと思います。我が家では、りんごを食べる時にテレビでやっていたんですけど、こういうふうに割って皮を剥くと皮と中の芯が残るんですけど、我が家では最近、1センチに輪切りにして食べるようになって。そうすると中の芯も本当の芯しか残らなくて。生ごみが随分減ったよとうちの奥さんも言ったので、そういった細かい情報なんかも周知していくことがごみの減量につながっていくのかなと思いますので、是非生ごみ減量に取り組んでいただければと思います。

会長) ありがとうございます。ちょっとしたアイデアみたいなものを広報を通じて伝わっていくと良いんじゃないかなというご意見だと思います。そのへんも引き続き努力をしていただきたいと思います。その他いかがでしょうか。ございませんか。何か今日、説明があったこと以外でも何か清掃行政ですとか、ごみ関係のことで何かご質問やご意見があればこの場でいただきたいと思います。いか

がでしょうか。はい、どうぞ。

委員) さっきの話に戻るのですが、きっと1人当たりのごみの量じゃなくてモデルケースを作って、こういう家庭ならこういうごみの量が望ましいというような数字があればもっとイメージしやすく、減量に積極的に取り組みやすいかなということをおっしゃっていただけます。

会長) 大学生らしい意見ですね。大きくひとつは帯広市の計画としての達成目標というのと、またそれと平行して市民一人一人がどんなことを気をつけて、どの位何をどう減らしたらいいのかということをおイメージとして示せるといいんじゃないかということですよ。それはそうですね。それも引き続きこの場でご意見をいただいて具体的に広報等で知らせることの出来るように考えていただけたらと思います。ありがとうございます。その他いかがですか。はい、どうぞ。

委員) 先ほどの初めのごみの方での質問を一つし忘れていたんですけど、9ページの抜根等の中間処理で、許可業者が7社あるが、市内に処理施設が不足しているってことで、具体的にどの位不足というか、不足の具合はどの位なのかなと。

事務局) 抜根というのは木の根っこですね。いわゆるくりりんセンター、見学していただいた施設では燃えないんです、太いから。それで専門の業者さんがいわゆる砕く機械があるので、そこで処理するような形なんです。現在、回収して歩く業者さんはあるんですけど、いわゆる持って行って砕く機械を持っているというところが不足していると。どれだけ不足しているというのは数字的には押さえておりませんが、例えばこの間の台風で木が倒れたとか、そういった時はかなり不足するだろうし、通常だったらストックしておけば貯めておけば何とか処理できるのかなという気はするんですけど、そういったことも含めて災害の時も含めてもうちょっとあった方が安定的に処理できるのではないのかなというところです。

会長) 抜根というのは建設業から出る。

事務局) そういう事業系のものもありますし、自家用もないわけではないですね。

会 長) はい、ありがとうございます。そろそろ1時間10分過ぎてきましたけれども、何かこの機会にご質問ですとか、ご意見ありましたらご発言ください。よろしいですか。今日の説明も覚えていただいて、また次回にもいろいろこれからこの審議会の間々でもいろいろお気づきになることもあるかと思いますので、また次回の審議会の時にもご意見いただけたらと思います。

今日は活発にいろいろ意見をいただきましてありがとうございます。今日出た意見ですとか、いろいろな提言ありましたので事務局の方ではそれを踏まえて今後の取り組みを進めていただきたいと思います。そうしましたら最後に事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局) 本日の審議会の報酬についてでございますけれども、3月5日にご指定いただいてございます口座に振り込みを予定してございますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

会 長) はい、ありがとうございました。また次回の審議会については事務局の方からお知らせあるかと思いますのでまたよろしくお願いいたします

それではこれで今日の審議会を終了したいと思います。本日は誠にありがとうございました。